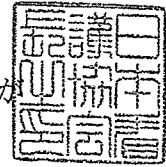


平成 27 年 9 月 8 日

厚生労働省 労働基準局
局長 岡崎 淳一 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 坂本 すが



看護職員の夜勤・交代制勤務に関する規制の新設に関する要望

現行の労働時間法制においては、看護職員の夜勤・交代制勤務に関する規制がなく、実態として診療報酬における入院基本料算定の通則である「看護職員の月平均夜勤時間数 72 時間以下」要件が唯一の「歯止め」となっています。

現在一部の病院経営者団体が 2016 年診療報酬改定に向け、「72 時間要件」撤廃を求めて活動しています。しかし、日本看護協会としては、「72 時間要件」撤廃は看護職員の夜勤・交代制勤務の負担増につながり、患者への安全な医療・看護の提供を危うくするとともに、看護職員の離職の増加と確保難の深刻化をもたらすものとして危惧しています。日本看護サミット 2015 (平成 27 年 9 月 1 日開催) においては、日本看護サミット緊急アピール「診療報酬における看護職員の月平均夜勤時間 72 時間要件の堅持」を、別紙のとおり宣言いたしました。

本会は、看護職員の夜勤・交代制勤務の負担軽減のため、「72 時間要件」の堅持はもちろんのこと、加えて労働時間法制においても、夜勤・交代制勤務に関する実効ある規制を設けることを強く要望します。わけでも、労働政策審議会建議 (平成 27 年 2 月 17 日) にある「労働時間等設定改善指針」への「深夜業の回数制限」及び「勤務間インターバル確保」の盛り込みについては、速やかな法改正と指針の改訂を要望いたします。

日本看護サミット緊急アピール

「診療報酬における看護職員の月平均夜勤時間 72時間要件の堅持（宣言）」

私たちは、入院基本料の通則である「看護職員の月平均夜勤時間72時間以内」という要件を、平成28年度診療報酬改定において撤廃ないし緩和しようとする動きに危惧を抱いています。

この要件が通則から外れた場合、看護職員の夜勤負担が増大し、離職者が増え、病院は看護職員が確保できなくなるという悪循環に陥ります。

医療安全の面でも、夜勤負担が過重になると、医療事故の発生リスクが高まり、国民に安全・安心な医療を提供することができません。

看護職員の夜勤回数の上限は、1965年の「ニッパチ判定」で人事院が定めた基準に鑑み、本来は1人64時間以内（3交代で月8回以内）を基本とすべきと考えます。しかし50年を経てもなお、未だにこの基準に届いていない状態です。

現行では夜勤労働に関する労働法制が整備されていないため、診療報酬におけるこの要件のみが看護職員の健康と安全を守る生命線です。

私たちは、患者の安全確保と、看護職員の働き続けられる環境確保のために、診療報酬入院基本料の通則として「看護職員の月平均夜勤時間72時間要件」を堅持することを求めます。

平成27年9月1日
公益社団法人 日本看護協会